第７　盛土規制

盛土規制法

令和３年７月、静岡県熱海市で大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流が発生したことにより、甚大な人的・物的被害が生じました。

盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」。以下、この章においては「法」という。）に改正され、土地の用途（宅地、農林、森林）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとなりました。

この法に基づき、県は、県全域（千葉市、船橋市、柏市を除く）を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、令和７年５月２６日から規制を開始することとしました。

法による盛土等の規制の内容は、次に示すとおりです。

（１）盛土等の規制

ア　規制区域内における規制

規制区域内で一定規模以上の盛土等を行う場合は、あらかじめ知事の許可を受けることが必要とされています。宅地だけでなく、農地・森林等おける盛土・切土や、単なる土捨て行為、一時的な堆積についても規制されます。

イ　規制開始時点で行われている盛土等

規制区域内で、規制開始時点（令和７年５月２６日）で行われている一定規模以上の盛土等については、届出により、把握しています。

ウ　基礎調査（既存盛土調査）

盛土等に伴う災害を防止するため、規制区域内にある既存盛土等で、災害が発生するおそれのあるものについては、土地所有者等に勧告や改善命令を行い、安全対策を実施することが求められます。

このため、法に基づき、既存盛土等の分布や安全性について調査を実施しています。

千葉県盛土規制法規制区域図

令和７年５月２６日指定

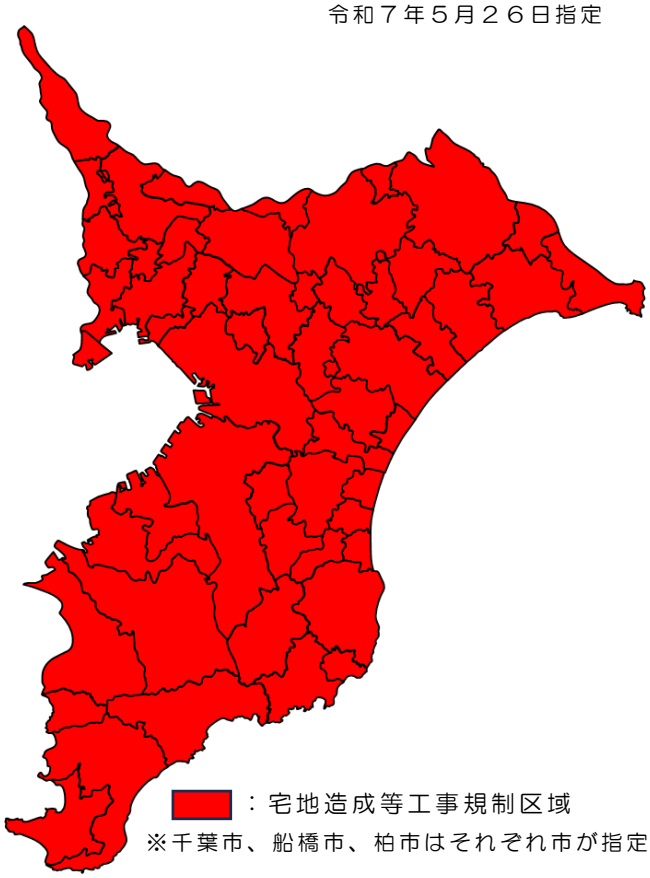

エ　盛土等の公表

上記ア～ウの盛土等については、法に基づき、その所在地等をホームページで公表します。